

平成22年度第2回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 平成23年1月20日(木) 午後1時00分～2時44分

場 所 米子市役所5階・議会第2会議室

2 出席した委員(10名)

仙田和江委員、赤尾紀子委員、中島 猛委員、渡邊柁城委員、藤瀬雅史委員、
野坂美仁委員、渡部隆夫委員、寺岡利雄委員、田中美智子委員、渡辺仁史委員

3 欠席した委員(5名)

都田修史委員、又野富美子委員、黒沢洋一委員、平山正実委員、中田正明委員

4 会議録署名委員(2名)

仙田和江委員、田中美智子委員

5 出席した事務局職員

足立市民生活部長、仲田保険年金課長、種崎保険年金課長補佐兼収納係長、
先灘保険年金課長補佐兼保険係長、青砥保険係主幹、前島保険係主任

6 傍聴者

10名(うち報道機関2名)

午後1時00分 開会

●仲田課長

定刻になりましたので、ただ今から平成22年度第2回米子市国民健康保険運営協議会を開会
いたしたいと存じます。

まず、会議に先立ちまして本日の会議の定足数について、ご報告申し上げます。

本日は、保険医又は保険薬剤師代表の都田委員、公益代表の又野委員、黒沢委員、被用者
保険等保険者代表の平山委員、中田委員、以上、5名の方から、都合により欠席する旨の報告
がありましたので、委員総数15人中10人の出席でございます。したがって、米子市国民健
康保険条例施行規則第4条の定足数に達しており、本会議は成立していることをご報告いたしま
す。

それでは、お手もとの日程にしがいて、まず、はじめに寺岡会長のごあいさつをお願い
します。

●会長

本日は大変お忙しい中、おいでいただきありがとうございます。平成23年、明けましておめでと

うございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

●仲田課長

次に、野坂市長があいさつを申し上げます。

●野坂市長

改めまして、新年明けましておめでとうございます。本日は平成22年度の第2回の国民健康保険運営協議会に開いていただきまして、また、大変足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。また、今日お集まりの皆様方におかれましては、日ごろから米子市の国民健康保険事業の円滑な運営のために、大変、ご尽力、ご支援いただいております、心から感謝申し上げる次第でございます。

国民健康保険でございますが、他の市も同様だと思っておりますが、高齢が進んできておりますし、また、経済状況もよくなる状況の中で、加入者の減少であり、高齢化の進展に伴って療養の給付費は着実に増加してきており、そういう中において、国民健康保険の財政基盤をいかに安定的なものにしていくかということが、大きな課題になっております。

国の方では、この通常国会で、後期高齢者医療制度を廃止した後の医療制度の提案をされて、高齢者医療については、平成25年の4月から新しい制度を導入すると言っておりますが、その前に、国民健康保険をいかに安定的にしていくかということを考えていく必要があります。

そこで、皆様方の知恵を拝借しながら米子市の国民健康保険制度を安定的なものにしていきたいと考えております。

本日は、その中でも米子市国民健康保険料の賦課限度額と保険料率の改定について、ご協議願いたいと思っております。皆様方のご意見を伺いながら本市の国保財政が安定的に運営できるようなものにしていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●仲田課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、当会議では、会長が議長になることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、寺岡会長にお願いいたします。

それでは、寺岡会長、よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、日程4の「会議録署名委員の指名」についてでございますが、米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項の規定により、会議録には、議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。仙田委員と田中委員にお願いします。

次に、日程5の「諮問」に入ります。

●仲田課長

それでは、市長から会長に対し、「米子市国民健康保険料の賦課限度額及び料率の改定について」の諮問書を提出させていただきます。

●野坂市長

下記のとおり実施することについて、貴協議会の意見を求めます。

1 平成23年度国民健康保険料の賦課限度額を次のとおりとする。

- ・基礎賦課額に係る賦課限度額を51万円とする。
- ・後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を14万円とする。
- ・介護納付金賦課額に係る賦課限度額を12万円とする。

2 国民健康保険事業の安定的な運営を行うためには、必要な財源に見合う国民健康保険料の確保が必要であり、平成23年度国民健康保険料率の改定について諮問する。

どうぞよろしくお願いいたします。

ー市長から会長に諮問書を手渡しー

●仲田課長

なお、市長は、次の予定が入っていますので、ここで退席させていただきます。

●会長

次に、日程6の「協議」に入ります。

まず、「平成23年度国民健康保険料の賦課限度額の改定について」、事務局から説明してください。

●先灘課長補佐

平成23年度の国民健康保険料賦課限度額を改定しようとするものです。

基礎賦課額(医療分)の賦課限度額を現行50万円から1万円引き上げて51万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を現行13万円から1万円引き上げて14万円に、介護納付金賦課額の賦課限度額を現行10万円から2万円引き上げて12万円にすることについては、昨年12月16日に平成23年度税制改正大綱が閣議決定され、年度内に政令の改正が予定されています。

現在の基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額の合計額が、63万円となっており、被用者保険との公平性の観点から「協会けんぽ」の負担上限の約82万円を目途に引き上げることとしております。今回の改定により合計額が65万円になります。また、介護納付金賦課額については、3年に一度の介護保険料改定時期に引き上げてきましたが、限度額を超える世帯が医療分に比べ多くなってきたため、今回初めて改定時期以外に引き上げることとなりました。

賦課限度額をそれぞれ引き上げることにより、賦課限度額を超過する世帯は減少し、超過対象からはずれるため、平成23年度に保険料率を現行のままで賦課限度額のみ改定した場合、約1,522万円の保険料収入の増加が見込まれます。

ついては、政令どおり米子市国民健康保険条例の賦課限度額について改定するため、国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺った上で、改定しようとするものです。

なお、過去の賦課限度額の改定状況は、「資料5・国民健康保険料の料率・賦課限度額の変

遷」をご覧ください。

●会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

●野坂委員

米子市の状況はわかりますが、県内の状況や近隣の状況はどうなっていますか。

●先灘係長

現時点では、改定の意向は何っていませんが、国民健康保険法施行令が上限になりますので、ほとんど市町村が政令どおり改定して運営していくことが基本です。県内、松江、出雲、安来でも、政令どおりとなっています。今回改定するがどうかわかりませんが、このように運営協議会を開催して決定していく流れになると思います。

●渡辺仁史委員

賦課限度額について、被用者保険との公平性の観点から協会けんぽの負担上限額が約82万円となっていますが、これは、参考までに申し上げますが、これは 21 年度のもので、現在は、22 年度に1%以上の引上げがありましたので、約93万円になります。これより更に上限の差が広がっています。

●会長

それでは、諮問に対するご意見、修正はございませんか。ないようでしたら、諮問どおり答申してもよろしいでしょうか。

－「異議なし」という声あり－

●会長

異議なしということでありますので、諮問どおり答申することに決定いたします。

次に、「平成 23 年度の国民健康保険料の料率改定」について、事務局から説明してください。

●先灘係長

「諮問2 国民健康保険事業の安定的な運営を行うためには、必要な財源に見合う国民健康保険料の確保が必要であり、平成23年度国民健康保険料率の改定について諮問する。」について説明します。

本市の基礎賦課額(医療分)の保険料率は、「資料5・国民健康保険料の料率・賦課限度額の変遷」のとおり、平成16年度から賦課限度額を除き、平成22年度まで据え置いています。途

中、平成20年度に「後期高齢者医療制度」が創設されたため、それまでの基礎賦課額が、基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額に分割されましたが、トータルの料率に変更しておりません。その間、医療費の適正化や収納強化などにより事業運営をし、収支の均衡に努めてまいりましたが、平成22年度の保険料調定額は、「資料4 国民健康保険料(税)収納状況」のとおり、景気の低迷等により所得額が大幅に減少したことなどより、前年度より更に減少幅が大きくなり、約1億3,000万円減少し、収納額についても約8800万円減少する見込みです。

また、平成22年度医療費は、「資料1 平成22年度国民健康保険事業特別会計決算見込み」のとおり、診療報酬改定により入院診療へ重点的に配分されたため入院の医療費が高い伸びとなっており、それに伴い、高額療養費支給額の大幅な増加により、約5%、4億8千万円の保険給付費の増加を見込んでいます。

その結果、平成22年度の国民健康保険事業特別会計の見込みは、歳入145億2,023万8千円に対して、歳出149億1,661万7千円を見込んでおり、歳入歳出差引3億9,637万9千円の歳入不足を見込んでいます。なお、現時点では赤字解消のための一般会計からの繰入金が見込めないため、見込額には算入していません。

平成23年度については、賦課限度額の改定のみ行い保険料率の改定をしない場合、「資料3 国民健康保険事業収支決算状況及び見込み」のとおり、約7億4千万円の歳入不足となる見込みです。また、料率の改定をしない場合の財政推計は、「資料2 平成22年度～26年度の国民健康保険事業特別会計財政推計(料率改定しない場合)」のとおり、平成26年度には、約25億円の歳入不足になるものと見込んでいます。

このような状況を解消するため、案に基づき、平成23年度の国民健康保険料の料率を改定するため、国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺った上で改定しようとするものです。

まず、現状ですが、平成22年度歳入不足見込額が3億9,637万9千円で、うち前年度の繰上充用金が1億4,302万4千円です。収入から基金繰入金、前年度繰越金を、支出から基金積立金、前年度繰上充用金を除いた単年度経常収支は、2億5,335万5千円の赤字です。この数字は、20年度が約5億6,300万円の赤字、21年度が2億6,900万円の赤字で、赤字幅は改善していますが、歳入不足の状況が続いていますので、この歳入不足額をどの程度保険料を引き上げて、歳入を確保するのかということをご協議いただきたいと思います。また、負担する側の立場で、どの程度なら負担できるのかなど、ご意見をいただきたいと思います。

次に、今回の保険料率改定案の基本方針としては、平成22年度歳入不足見込額を基準にして、歳入不足の主な要因が、医療費の増加によるものであるため、基礎賦課額の改定のみ実施する。景気の低迷等による所得額の減少や平成23年度の国民年金の給付額が引き下げられることにより、低所得者層の負担を考慮し、均等割額及び世帯割額の応益部分については据え置くこととし、応能部分の所得割額の料率のみ改定することとする。料率改定案は、「保険料率改定案」の表のとおりです。なお、保険料により確保する額は、22年度の見込収納率88%で算定しています。

今回の改定案は、改定案総括表のとおり、五つの案を提示しています。

22年度の歳入不足見込額を保険料で賄う割合によるものを4つ、案1、案2、案4、案5、また、22年度保険料調定見込額に対する平均引上げ率10%の案として、案3をあげています。この案は、案2と案3の間になります。

本来、23年度の保険料率の改定ですので、資料3でお示しました歳入不足額により案を作

成すべきところですが、額が約7億4千万円と大きく、その額を確保するためには、平均で30%もの引上げになり現実的ではないことと、一般会計からの繰入金が増えないなど、不確定要素が多いため、22年度の歳入不足見込額に基づき案を作成しました。

まず、案1は、22年度歳入不足見込額を全額保険料で賄うというもので、平均引上げ率が14.85%、引上げ幅が住民税非課税の方の0%から所得の多い方で32%となり、所得割額の料率を5.8%から8.78%に引上げようとする案です。

次に、案2は、22年度歳入不足見込額の4分の3を保険料で、残りを一般会計繰入金で賄うというもので、平均引上げ率が11.17%、引上げ幅が住民税非課税の方の0%から所得の多い方で27%となり、所得割額の料率を5.8%から7.97%に引上げようとする案です。

次に、案3は、保険料率を平均10%引き上げるにより、22年度歳入不足見込額の約67%を保険料で、残りを一般会計繰入金で賄うというもので、引上げ幅が住民税非課税の方の0%から所得の多い方で24%となり、所得割額の料率を5.8%から7.72%に引上げようとする案です。

次に、案4は、22年度歳入不足見込額の2分の1を保険料で、残りを一般会計繰入金で賄うというもので、平均引上げ率が7.42%、引上げ幅が住民税非課税の方の0%から所得の多い方で約17%となり、所得割額の料率を5.8%から7.16%に引上げようとする案です。

次に、案5は、22年度歳入不足見込額の4分の1を保険料で、残りを一般会計繰入金で賄うというもので、平均引上げ率が3.73%、引上げ幅が住民税非課税の方の0%から所得の多い方で約9%となり、所得割額の料率を5.8%から6.38%に引上げようとする案です。

以上の案は、歳入不足額をどのくらい保険料で確保するのかという観点で、作成していますが、被保険者の負担という観点からは、所得の高い方に重いものになっていると思われます。これは、米子市の国保の世帯所得が、約40%が非課税世帯で、200万円までの世帯ですと、約80%になります。したがって、今回の改正案ですと、歳入不足額を所得のある方で賄う形になっていますので、所得のある方の引上げ率を抑えるためには、非課税世帯の方にも負担増を求めることになります。つまり、応益部分の均等割額と平等割額を引き上げることになります。

このような点についても、ご意見を伺いたいと思います。

次に、「資料6 平成22年度県内各市町村保険料(税)率・近隣市保険料率」の県内各市町村、近隣市との比較ですが、22年度においては、県内では市部では鳥取市が、町村部では八頭町が一番高い料率になっていますが、今回の改定案の「案3」以上の引上げで、鳥取市より料率が高くなります。

次に、今後の取組ですが、赤字解消に向け、保険料の引上げによる歳入確保だけでなく、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進、レセプトの内容点検、過誤調整等の強化などの医療費抑制対策による医療費の適正化や、特定健診、人間ドックなどの保健事業の充実により疾病予防、現年度分の滞納者に対する早期対応、夜間・休日納付相談、悪質滞納者に対する差押などの滞納処分の強化など収納対策の強化により歳入を確保し、赤字の改善に努めていきたいと考えております。

本日の協議会は、五つの案のうち、二つ程度に絞っていただくか、また、新たなご提案をしていただき、次回、本日いただいた意見を参考に料率のパターンをお示ししていきたいと思っております。

したがって、最終的な協議会の答申としましては、資料により、保険料の料率まで協議をしていただきますが、答申例としては、

(ア) 平成 23 年度の国民健康保険料の改定については、平成 22 年度歳入不足分の●分の1に相当する保険料の引き上げが適当である。

あるいは

(イ) 平成 23 年度の国民健康保険料の改定については、平成 22 年度保険料調定見込額の●●%相当の引き上げが適当である。

ということを想定しております。

説明は、以上でございます。

●会長

ただいま事務局から説明がございましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。先ほど、五つの案と主な取組ということに説明がございましたので、本日、これにということではなく、次回にまとめさせていただきたいと思います。今日の説明の中で何かございましたらお願いします。

●渡部隆夫委員

改定の基本方針の中に、医療費の増加分を補うために改定するということが、基本方針に入っていますね。ということは、単年度経常収支約 2 億 5 千万円を、案の中では、3にあたるわけですが、23 年度の医療費の伸びというのは、来年度から今まで 6 歳までであった特別医療費が、中学校までになったということが決まったということですが、そうすると医療費の伸びというものは、もっと多くなるのではないかと。結局、特別医療の不足分を健保なり国保なりで面倒を見なければならぬということになりますので、今までの特別医療の倍以上くらいになると思います。そうすると医療費の伸びはもっと多くなるのではないかと。

●先灘係長

特別医療については、医療の7割分は健康保険から、3割分は患者からということで、3割分の医療費のうち520円は患者さんが持ち、その差し引きが特別医療から健康保険とは別のところから出るようになります。

●渡部隆夫委員

国保とは関係ないということですか。

●先灘係長

国保とは別に特別医療の会計がございます。

●渡部隆夫委員

それは米子市が面倒を見るということか。

●先灘係長

はい、そういうことになります。

確かに、直接は関係ないですが、特別医療の範囲を拡大するということで、受診しやすくなる

ということがありますので、そういうことから健康保険の方にも影響が出るということが考えられます。

●仲田課長

ただいま、520円と申しましたが、外来診療の場合1回当たり530円でして、特別医療で給付する部分については、一般会計の方から給付しておりまして、保険からの給付については、従来どおりの8割、あるいは7割の給付になります。

先ほどのご心配は、いわゆるコンビニ受診というようなことで、受診が増えるのではないかということがいわれていますが、それほど大きくはならないと思っています。

●渡部隆夫委員

一般会計は、圧迫されるわけですね。国保に出す余裕が余計少なくなるのではないですか。

●仲田委員

特別医療費が、1億円程度、更に必要になってくるのではないかと試算していますが、県内市町村足並みをそろえて実施するということです。

●先灘係長

渡部隆夫委員は赤字の約2億5千万円が賄えるのが、妥当ではないかということですが、やはり、真ん中の3の案前後が妥当ではないかと思います。一番上ですと負担が多すぎると思っています。真ん中あたりが負担の面でも、ただ、所得が高い方が大きくなっておりまので、ここらをどう配慮していくかということと、低所得者の方にどう配慮していくかが議論の対象になるかと思います。

●渡邊証城委員

限度額超過世帯数は、改定しない場合いくらか。

●先灘係長

諮問に関する説明資料の2ページになりますが、これは、平成23年度としておりますが、算定のデータは22年12月時点で行っております。基礎賦課額が、50万円のままですと247世帯、51万円に改定すると232世帯に、後期が、13万円のままですと695世帯で、14万円にしますと580世帯になると試算しています。

●渡邊証城委員

21年度、単年度で、1億4千万円の赤字であるということです。

そうすると、22年度の現年度の未収金の見込みが約3億6千万円になるということです。保険料収納率を88%で試算していますが、賦課がしてあるということは、当然、今年度予定してある賦課がしてあるということだと思います。保険料が確かに足らないということはわかりますが、前年の繰上充用分が食い込んでいるということと、22年度は、一般会計からの繰入がわからないということで決算見込みが出ていますが、これが前年並みの繰入があれば、1億円入ってくるとい

うことですね。そういう見込みが立たない中で、収納率が88%ということになれば、余分に4億円というものがわけのわからないところにいつているような感じになってならない。

保険料を上げるというのは仕方がないと思いますが、その辺の対応を今後どうしていかれるのか伺った上で、決めていくべきだと思います。

また、今回所得割しか変更しないということになれば、応能応益の割合のバランスの検討をすべきだと思います。

●先灘係長

平成22年度の現年度分の収入未済額が約3億6千万円で、これは収納率88%での見込みとなります。23年度での料率改定での必要な額は、88%の収納率で見込んでおりますので、調定額は収納見込額を0.88で割ったもので見込んでいます。したがって、今後の取組にありますように、当然、収納対策を取り組んだ上で、収納未済額というものは解消していく必要があります。

また、応能応益の件ですが、ここ数年所得が減少してきておりますので、数年前は、応能が51で応益が49という状況が続いていましたが、現在は、応能が47で応益が53になっており、所得の減少により、現在、逆転現象が続いておりますので、定額の保険料の部分の割合が高くなっているというのが現状です。今回の案によりまして、応能部分の方が53から51程度になる見込みです。

●渡邊征城委員

来年度の料率改定について、被保険者と世帯については毎月把握できると思うが、所得については把握ができない部分がある。固定資産は1月1日現在のものできます。

23年度の料率を決めるということであれば、同じ料率でいけば所得の減少により応能応益のバランスが崩れてくる。単年度の保険給付費等を基にして保険料を決めるということから5年間も据え置いていけば、バランスが崩れるということは当然である。できるかできないかは別にして、米子市の場合、新しい料率により毎年やっていってもいいのではないか。単年度支出により国とか県の支出金が決まり、それによって保険料の必要額が決まってくるのが国保会計の仕組みだと思いますので、料率を毎年同じというのは、少し不安があります。所得が下がればそれだけ保険料が入りません。

それと、単年度赤字になりましたが未収金もありましたということでは、おかしい話だと思います。未収金がなければ赤字はないということになるので、事務局の方で検討をお願いします。また、このたびの料率の改定では、一般会計から繰り入れを見込んでからの料率の検討をすべきだと思います。もう一度資料を作り直すということですので、考えていただきたいと思います。

●先灘係長

ありがとうございます。

今回の歳入不足については、22年度でさせていただきました。23年度については、資料2にありますように、料率改定せずに、一般会計からの繰り入れがない場合、約7億4千万円の赤字になりますという試算を出していますが、料率改定に当たっては、この数値が適当ではないと判断し、22年度の現実的な数値に基づいて試算しました。今回の料率の試算は、23年度の所得や固定

資産税等の変動の状況を加味して行っております。所得については、ここ数年急激に減っておりますが、住民税部門に確認したところ、調査しているがそれほど大きくは下がらないだろうということでしたので、12月の現状の基礎データをそのまま使用してシュミレーションしております。

●赤尾委員

現段階では、医療費も所得も確実なものはわからないという状況ですので、資料としては、これで十分かと思います。しかし、米子市が案3でいくと、負担が鳥取市並か、少し上になるということですね。今、他市の状況を見ていますが、米子市の方が基礎賦課額については、所得、資産、均等、平等割とも鳥取市より低くなっています。それで、案3になって鳥取市より高くなったかなと思いますので、資産、均等、平等割が低いので、これぐらいかなと思います。

●野坂委員

米子市の国保世帯は、国保に入っていない世帯と比較し、どれくらいあるのか。

●仲田課長

市全体の世帯数は約6万世帯で、国保世帯が約2万3千世帯です。

●先灘係長

前回の協議会で、総括表の資料を提出していますが、米子市の世帯が約6万3千世帯、国保加入世帯が約2万2千6百世帯ですので、36%くらいの方が、国保世帯となります。

●野坂委員

この国保世帯以外の方は、協会けんぽとか保険組合に入っておられるということですので、これらの方については、今回の国保の料率改定には、直接関係のない世帯ですね。

国保の世帯の中で、所得200万円以下の方が8割を占めていますが、料率改定でどれくらいになるのか。

●先灘係長

例えば、案1ですと、所得200万円が26.11%の引上げ、100万円が18.23%の引上げ、50万円が8.78%の引上げ、非課税の方は0%ということになります。

●野坂委員

全部の方が上がるようなイメージがありますが、例えば、200万円以下のところが26%上がって、どれくらい増えて、それ以上の世帯の方は、どれくらい上がるのか。200万円以下の方よりもそれ以上の方の引き上げ幅が大きくて格差が出てくるのではないかと。それが目に見える形で示してもらえませんか。

●先灘係長

資料では、引上額を示していますが、世帯ごとのトータルの額ということでしょうか。引き上げ幅のうち、80%の方はどれくらい占めているかということですか。

それぞれの引上げ額というものは、資料の中に示しています。

●野坂委員

それでは、200万円の線で引いて、それ以下と、以上でどれくらいの差が出てくるのか。

所得200万円以下の方が8割の方の占めている増加額が10万円で、2割の方が、100万円引き上がるということがあり得るのか。そのぐらいの差が出てくるのか。

●仲田課長

諮問に関する説明資料の4ページに、モデルケースを示していますが、国保の世帯はいろいろな世帯がありまして、単身もあればご夫婦の場合もありますので、それぞれのパターンで改定した場合の差引額と引上げ率を示しています。各所得階層ごとに改定前と改定後を示したものではありませんということですか。

●野坂委員

それではなく、該当する所得階層ごとに世帯数がどれくらいあるかにより、所得階層ごとの全体の保険料調定額と世帯数がわかるものを示してほしい。

●仲田課長

ちょっと難しい面もあるかと思いますが、所得階層ごとの調定額と人数・世帯ということですね。

●野坂委員

それは、市全体に対し国保が25%であるということで、同じ米子市にいて、同じサービスを受けていて、所得が低いから負担をこうしましょうという偏った負担のかけ方になっている。そこら辺のイメージが見えてこない。

●足立部長

社会保険の制度については、給料に対して一定の割合、国保は所得割、均等割などで計算するようになっているので、そこらの制度の違いもあります。国保の負担率からみれば、他の保険と比較し高いということはあるかと思いますが。同じ国保の中でも、均等割、平等割がありますので、人数が多ければ、保険料の額が増えていくようになっている。そのため、応能応益というものを50対50にしようというのは、そこらのことがあるためです。現在の米子市の国保の状況を見たときに、所得の高い方が、所得と保険料の比率をみたときに、低いのがいいと思います。

●渡邊柁城委員

賦課限度額オーバーは、どれくらいあるのか。

●先灘係長

諮問に関する資料の2ページに掲載しています。

●野坂委員

諮問に関する資料の4ページの39歳までの単身世帯の所得50万円について、現行保険料が年額58,100円で、600万円の方は498,800円ですね。保険料は約10倍ですね。

●足立部長

保険料が10倍ですが、所得は12倍になりますので、現行の保険料では50万円の方は、保険料の負担率が11.6%になり、600万円の方は8.3%になりますが、改定後は、12.6%と10.8%になりますので、所得が高い方の負担率は低いということになります。65万円を超えれば、限度額になり負担率は低くなります。

●野坂委員

確かに負担率からいうとそうですが、これらの階層に何人いるのかということです。調べてみたら600万円や500万の方がいなかったら、高い人の話をしてもしょうがないと思いますので、こちらの数字がほしい。

●先灘係長

階層別の所得と人数というのは、21年度になります。

先ほど申し上げましたように、非課税世帯4割、200万円までが、8割になります。200万を超えて400万円までが1割くらいで2000世帯、400万を超えて500万円では1.5%・300世帯になります。500万を超えて600万円になりますと、0.8%になります。600万円を超えますと1.7%・370世帯になります。

今回の改定案は、所得割のみの改定になりますので、所得にある方については、その率だけ一律引き上がってしまうことになり、所得がない方・非課税世帯については、所得割額がありませんので引上げがないことになります。したがって、引上げ額がすべて所得がある方の負担となり、負担が大きくなるということになります。

●野坂委員

今、議論しているのは、所得の高いわずかな世帯の料率をどれくらいにしようかということで、8割くらいの方にはまったく影響がないということで理解していいですね。

●先灘係長

所得割がない4割の世帯の方が、影響しないということです。

●野坂委員

200万円以下の方が8割なので、大きな影響がないということですね。

●仲田課長

全体の4割の方が所得のない方ですので、今回の所得割の改定には影響しませんが、残りの6割の方については、影響します。その中でも特に厳しいのは、多人数世帯ということになりますので、所得が低めで家族が多いところについては、同じ所得でも随分保険料が違ってくることにな

ります。

なお、賦課限度額の改定については、少し余裕のある方に負担していただいて、中・低所得者層の負担が少しでも軽くなるようにということで改定することになりますし、所得割部分を改定すれば、6割くらいの方に影響がでてまいります。

●渡邊柁城委員

賦課限度額になるまでの人はすべて影響するということか。

●先灘係長

すべて影響します。

●野坂委員

100円が200円になると200%になり、1万円の人が1%増えて10,100円になっても引上げ額は同じです。4ページの案1で、所得50万円の方は、8.78%の引上げで、7ページの案5では、50万円の方は、1.72%の引上げになっています。パーセントでみると金額で比較するよりわかりにくいので、額ですと現実味があるため、所得に応じた世帯数や保険料額を知りたい。

●先灘係長

国保の場合、世帯の状況で保険料の額が違ってきます。

●野坂委員

細かなものは望んでいませんので、大まかなイメージがわかるものを示していただきたい。

●先灘係長

所得階層ごとの保険料の額、分布ということでしょうか。

●野坂委員

今回の改定により、どこの階層で影響が出てくるのかということを知りたい。

●先灘係長

わかりました。

●会長

意見も出尽くしたようですので、以上で質問・意見を終わらせていただきたいと思います。

●先灘係長

本日は、五つの案を示させていただきましたが、このままで次回議論していくのか。ある程度案を絞っていただいていくのか。

また、今回は、所得割額部分のみを改定していますが、応益部分を改定するとどうなるのかという案を提示して議論する必要はないでしょうか。

基本的に、所得割額部分のみの改定でいいでしょうか。

●野坂委員

応益部分を改定した場合の資料がないと何も言えない。

●先灘係長

では、基本的な方針については、このままで、応益部分を改定した場合の資料を提示し議論するということでしょうか。

●渡邊征城委員

先ほど、応能応益の割合が所得の低下により変わってきたので、23年度からは応能応益の割合を50対50にして試算していくと説明がありましたので、ここに出ている案では、50対50になっているものと思っていますが。所得が下がってきたので、それに基づいて、今回引き上げて試算をしているということだったので、50対50で応益部分は改定しなくてもいいということではないのか。

●先灘係長

応能が下がってきて応益が高くなってきたので、今回の保険料率の改定案ではそれぞれ割合がまちまちになります。要するに、応益部分は据え置いていますので、所得割を改定することにより、案1の応能の割合が一番高く、だんだん下がってくるということです。案1ですと応能が55になります。応益を改定していないわけですから、所得割を改定すれば、案1が一番高くなります。案2で54になり、案3で53になり、案4で52になり、案5で49.5になります。50対50に一番近いのは案5になります。

内容的には、50対50が適当かと思いますが、引き上げ幅とか、低所得者の方への配慮とか、もろもろ考えて決めていくという形になると思いますので、50対50にこだわりますと改定が難しくなります。

●足立部長

できましたら、全体の引き上げ幅の方向性を決めていただき、例えば、案2でいきますと、54対46ということになりますので、これを例えば応益部分を改定した案を加えて協議していただくことにして、できれば本日の段階では、引き上げ幅の方向性を出していただき、次回もう一度応益部分を改定した場合の案を提示して、所得が低い方の負担、高い負担方の負担というところを検討していただければと思っています。

今回五つの案を示していますが、二つくらいの案を絞っていただき、もう一度検討していただければと思います。また、今回の案は、所得割額だけの改定の案を出していますので、応益部分の改定を示していません。これをしますと、幅を広げますと雑多になりますので、示しませんでした。今回は、方向性を示していただき、それに基づいて、資料を作っていきたいと思います。

●会長

ただいま、事務局から提案がありました。

●野坂委員

国保が持続するということが大前提となりますので、破綻したら大変なことになります。財源が足りない部分については、料率改定により補っていく必要があると思います。

また、これから先、県単位という方向性が出てきており、何年か先にはそうなると思いますが、その時期がいつになり、そのときにぎりぎりぐらいの財政状況で、少し赤字ぐらいの状況で移行したらいいのかと思います。そういうのを見込みながら米子市の国保が赤字にならないような方向で考えていただきたいと思います。

●足立部長

厚労省が考えているのは、今年法案を出して25年にということでしたが、もう1年延ばす方向になってきているようです。これまでの案では、25年に後期高齢者を国保等に戻して県単位化し、5年後くらいに国保全体を県単位化にしようとしています。実際、米子市の国保は、30年まではこのままいかないといけないと思います。本年度、4億円程度の赤字になるということですが、これをずっと引きずっていくのかということで、上の方とも相談しておりまして、30年までには何とかしないと次にはいけないので、赤字があった場合は、米子市で解決しなければならないと思います。それを解消していこうという方向ではありますが、一般会計の状況からすると一般会計から繰入れをいくらということは約束できないが、何とか入れていかなければならないという考え方はもっています。

今回の改定案は、赤字部分をすべて保険料で賄うということまでは、負担していただくわけですから、そこまではできないと思っています。いくらかは、一般会計からは負担していかないといけないと思います。その中で、負担していただける線は、いくらなのか。このたびの改定の中でお願いしたいと思います。最終的には、国も県もみない、保険料でもみられないということであれば、米子市がみないといけないと思います。

被保険者の負担でどのくらい賄えるのかということを確認していただきたいと思います。

●先灘係長

五つの案を上げさせていただいていますが、財政的な問題、負担の問題を考えて、どの程度のものがあるのか。不足は4億円程度ありますが、そのうち保険料で賄う割合により、案を上げさせていただいています。賄えない部分については、一般会計でということを考えています。

例えば、4億円のうちいくらを保険料で、残りを一般会計の繰入れで補うという考えですので、どちらかといいますと、負担割合をいくらにするのかということになります。

応益部分については、数字を挙げていませんが、均等割、平等割を1,000円とか2,000円引き上げると上位の所得者の負担の引上げ幅が数パーセント下がることになります。当然、所得がない、所得が低い世帯に対して負担を求めていくわけですので、その分が減ってくるわけです。

したがって、必要な額はいくらぐらいなのかということと、財政的にいくらぐらいの保険料があればいいのか。今回の案だけでいいのか。あるいは、例えば、案3と案4については、少し幅がありますので、10%前後の案を新たに出していくのか。というようなことを提案していただければと思います。また、案を絞っていただければ、もう少し料率のパターンを多くした提案ができると思います。

●渡邊証城委員

被保険者の負担が少ない方がいいと思いますが、一般会計からの繰り入れについては、協議会でこれくらいが適当であるということは出せないと思います。

●先灘係長

確かに一般会計については出せないと思います。

●渡邊証城委員

例えば、国保の被保険者からの保険料で1億円を賄うということであれば、残りはどこかからか補うしかないと思います。どこからかということは、一般会計からしかないと思います。そういうことを協議会で審議していくのか。

●先灘係長

保険料でどのくらい賄うということを、この協議会で審議していただくということです。

●渡邊証城委員

それはわかりますが、保険料で賄う割合を決めるということは、その残りは一般会計からしかないでしょう。そういう姿のものでいいのでしょうか。

●先灘係長

保険料による負担の問題と財政の問題のバランスの問題になるかと思います。一般会計も厳しい状況ですので、保険料ですべて賄えればそれが理想的と思いますが、それをしますと負担が大きくなるということです。財政とのバランスからこの辺が適当であるという案を出していただきたいと思います。

●渡邊証城委員

これまで、繰上充用してきたからこういうことになるわけです。

●先灘係長

繰上充用は、21年度のみです。

●渡邊証城委員

基金を積み立てながら、健全な国保運営をしているならこういうことはないと思います。

●先灘係長

基金は多くはありませんでしたが、繰越金で対応していました。7億5千万円程度あった繰越金をすべて投入してもだめになったため、繰上充用、あるいは保険料の見直しということになりました。基金はありませんでしたが、基金に相当する繰越金がありましたので、その部分を活用し、また、20年に後期高齢者医療制度の創設による不確定要素があり、制度改正による負担増があったため、保険料の見直しをお願いしないと均衡が保てなくなったということでございます。難し

いとは思いますが、財政と負担のバランスをお考えいただきたいと思います。

●赤尾委員

今、ここで決めなければいけないということは、被保険者の負担をこれだけ示します。だから一般会計からもお願いします。これだけの金額はなんとしても保険料から取りますということを決めればいいことでしょう。あとは一般会計から繰り入れがなければ仕方がないので、決算ができないので、繰上充用しなければならないでしょう。被保険者が多く払うのはいいが、大変だと思います。いくらぐらいなら協議会として仕方がないだろうかということを決めればいいのかではないか。

●渡邊征城委員

必要な金額というものは賦課がしてあるので、収入が足りないだけだ。

●会長

そうしますと、事務局から提案がありました案から2つの案を選ぶということでいかがでしょうか。

●藤瀬委員

料率というのは、所得の状況により料率変更することはできないのか。

●先灘係長

引き上げ幅が大きいので、所得に応じた料率を設けるということですか。

●藤瀬委員

そうです。激減措置というものも保険料の制度の中にあるでしょう。

おそらく、所得の上位の人の部分を引き上げても保険料収入はそれほど多くないでしょう。

●仲田課長

全国で見ると、二段階で料率設定しているのは、1箇所しか知りません。その自治体では所得400万円を境にそれより低いところは低く、高いところは高くして、所得が高いところから保険料をたくさんいただいている設定になっています。そうなりますと、所得が高いところに大きな負担になっているところに、さらに差が大きくなりますので、保険料自体の支払が可能だということになりますと、二段階で高所得者に高い料率を設けるのは、無理があると思います。

国保は独立採算で行っていくのが基本だと思いますので、確かに保険料値上げというのは、被保険者の方に無理を申し上げるところですが、そうかといって一般会計からの繰り入れに頼るというわけにはいきません。できるだけ早い時期に繰上充用を解消しないといけないということになりますと、今回示した案では案3以上の料率改定は必要であろうと思います。案3になったとしてもおそらく1年後あるいは2年後に再度の見直しが必要になるものだと思いますので、案2ないし案3をベースにもう少し所得部分だけではなく応益割を加味したいいくつかの案を再度提出させていただくということで、いかがでしょうか。

●会長

ご提案がございましたが、ひとつというわけにはなりませんので、二つくらいの案でということで、案2と案3ということでいかがでしょうか。

ー「いいですという」声ありー

●会長

よろしいでしょうか。そうしますと案2と案3の案に付け加えた案を再度提出していただきたいと思います。資料は事前に配付していただけますね。

次に、日程7のその他に入ります。

今後の協議会について、事務局から説明してください。

●先灘係長

今回案を絞っていただきまして、それに基づいて更に応益部分を変更したらどうなるかということと、所得階層ごとの保険料分布がわかるような資料を作成し、次回2月3日にこの同じ場所で、午後1時開催させていただきます。

●会長

それでは、長時間にわたりありがとうございます。これをもちまして第2回の協議会を閉会します。次回は、2月3日ということでよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

午後2時44分 閉会

米子市国民健康保険条例施行規則第8条により署名する。

平成23年2月10日

米子市国民健康保険運営協議会

会 長 寺 岡 利 雄

会議録署名委員 田 中 美智子

会議録署名委員 仙 田 和 江
